

## 投資法人債に関する一般事務受託者の異動について

アクティビア・プロパティーズ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める本投資法人の投資法人債に係る一般事務に関し、かかる一般事務を受託する一般事務受託者に変更が生じたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象となる一般事務の内容

本投資法人の第1回、第4回、第5回、第6回及び第7回無担保投資法人債に係る一般事務受託者としての以下に掲げる業務

（業務内容）

- (1) 発行代理人事務
- (2) 支払代理人事務
- (3) 投資法人債原簿関係事務
- (4) 投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務
- (5) その他前各号に付随関連する業務

#### 2. 変更の内容

- (1) 変更後の一般事務受託者の名称及び住所：

名称：株式会社三菱UFJ銀行

住所：東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

- (2) 変更前の一般事務受託者の名称及び住所：

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

#### 3. 変更の理由

株式会社三菱UFJ銀行（2018年4月1日付で株式会社三菱東京UFJ銀行から商号変更。）は、本日付で、本投資法人の第1回、第4回、第5回、第6回及び第7回無担保投資法人債に係る一般事務受託者としての地位を、吸収分割により、三菱UFJ信託銀行株式会社から承継しました。これに伴い、上記1.記載の本投資法人の投資法人債に関する一般事務に係る一般事務受託者に変更が生ずることとなったものです。

#### 4. 変更の年月日

2018年4月16日